改 正 後		改	正	前
第4節 組織再編成	(新 設)			
(組織再編成の日) 1-4-1 法人が合併、分割、現物出資又は事後設立(以下1-4-1において「組織再編成」という。)を行った場合における当該組織再編成の日は、当該組織再編成により当該法人が合併法人、分割承継法人、被現物出資法人又は被事後設立法人にその有する資産及び負債の移転をした日をいうのであるから、留意する。 (注)合併又は分割の場合における当該移転をした日は、合併契約において合併期日として定めた日又は分割契約若しくは分割計画において分割期日として定めた日をいう。	(新 設)			
(合併等に際し1株未満の株式の譲渡代金を被合併法人等の株主等に交付した場合の適格合併等の判定) 1-4-2 法人が行った合併が法第2条第12号の8《適格合併》に規定する適格合併に該当するかどうかを判定する場合において、合併法人が合併に際し、被合併法人の株主等に交付する株式(出資を含む。以下1-4-3までにおいて同じ。)に1株未満の株式が生じたためその1株未満の株式の合計数に相当する株式を他に譲渡し、その譲渡代価を当該株主等に交付したときは、当該株主等に対してその1株未満の株式に相当する株式を交付したこととなることに留意する。 法人が行った分割が法第2条第12号の11《適格分割》に規定する適格分割に該当するかどうかを判定する場合も、同様とする。	(新 設)			

			Т				
改	正	後		改	正	前	
(注) 当該1株未満の株式は	、令第4条の2第3月	頁第5号《適格合併の要件》					
 及び第6項第6号《適格	分割の要件》に規定す	する議決権のないものに該当					
<u>する。</u>							
			/ b r ±□ \				
<u>(名義株がある場合の適格合</u>			(新 設)				
1 - 4 - 3 法第 2 条第12号	の8イ又は口《適格台	合併》の規定の適用上、被合					
併法人と合併法人との間に	一方の法人が他方の法	<u> </u>					
あるかどうかは、株主名簿	又は社員名簿に記載る	されている株主等により判定					
するのであるが、その株主	等が単なる名義人であ	あって、当該株主等以外の者					
が実際の権利者である場合	には、その実際の権利	刊者が保有するものとして <u>判</u>					
<u>定する。</u>							
<u>同条第12号の11イ若しく</u>	は口《適格分割》又	は第12号の14イ若しくはロ					
《適格現物出資》における	判定についても、同様	美とする。					
(従業者の範囲)			(新 設)				
1 - 4 - 4 法第 2 条第12号	の 8 口(1)若しくは令	第4条の2第3項第3号《適					
格合併の要件》、法第2条第	第12号の11ロ(2)若しく	(は令第4条の2第6項第4					
号《適格分割の要件》又は流	法第2条第12号の14口	(2)若しくは令第4条の2第					
10項第4号《適格現物出資	の要件》に規定する	「従業者」とは、役員、使用					
人その他の者で、合併、分	割又は現物出資の直前	かにおいて被合併法人の合併					
前に営む事業、分割事業(令第4条の2第6項第	1号に規定する分割事業を					
いう。以下この節において	同じ。)又は現物出資事	事業(令第4条の2第10項第					
1号に規定する現物出資事	業をいう。以下この餌	かにおいて同じ。)に現に従事					
する者をいうものとする。	ただし、これらの事業	美に従事する者であっても、					

改	正	後	改	[E	前
例えば日々雇い入れられる者	当で従事した日ご	とに給与等の支払を受ける者に				
ついて、法人が従業者の数	に含めないことと	している場合は、これを認め				
<u>る。</u>						
令第4条の2第3項第2号	号、第6項第2号	又は第10項第2号《共同事業要				
件》の従業者の範囲についる	ても同様とする。					
<u>(注)1</u> 出向により受け入れる	ている者等であっ [°]	ても、被合併法人の合併前に営				
む事業、分割事業又は理	見物出資事業に現	に従事する者であれば従業者に				
含まれることに留意する	<u>3.</u>					
2 下請先の従業員は、係	列えば自己の工場	内でその業務の特定部分を継続				
的に請け負っている企業	業の従業員であっ [*]	ても、従業者には該当しない。				
3 分割事業又は現物出資	資事業とその他の	事業とのいずれにも従事してい				
る者については、主とし	して当該分割事業	又は現物出資事業に従事してい				
るかどうかにより判定す	する。					
(主要な事業の判定)			(新 設)			
1 - 4 - 5 被合併法人の合作	併前に営む事業が	2以上ある場合において、その				
いずれが法第2条第12号の8	8口(2)《適格合併	》に規定する「主要な事業」で				
あるかは、それぞれの事業に	に属する収入金額	又は損益の状況、従業者の数、				
固定資産の状況等を総合的に	こ勘案して判定す	<u>3.</u>				
(事業規模を比較する場合の	た上金額等に準ず	<u>るもの)</u>	(新 設)			
1 - 4 - 6 令第4条の2第3	3項第2号《適格	合併に係る共同事業要件》、第				
6項第2号《適格分割に係る	る共同事業要件》	又は第10項第2号《適格現物出				
資に係る共同事業要件》に基	見定する「これら	に準ずるものの規模」とは、例				

改 正 後	改	Œ	前	
えば、金融機関における預金量等、客観的・外形的にその事業の規模を表す ものと認められる指標をいう。 (注) 事業の規模の割合がおおむね5倍を超えないかどうかは、これらの号に 規定するいずれか一の指標が要件を満たすかどうかにより判定する。				
(特定役員の範囲) 1 - 4 - 7 令第4条の2第3項第2号《適格合併に係る共同事業要件》に規定する「これらに準ずる者」とは、役員又は役員以外の者で、社長、副社長、代表取締役、専務取締役又は常務取締役と同等に法人の経営の中枢に参画している者をいう。 (注) 専務取締役及び常務取締役の意義については9 - 2 - 1 の3による。	(新 設)			
(主要な資産及び負債の判定) 1 - 4 - 8 法第 2 条第12号の11口(1)若しくは令第 4 条の 2 第 6 項第 3 号《適格分割の要件》又は法第 2 条第12号の14口(1)若しくは令第 4 条の 2 第10項第 3 号《適格現物出資の要件》の規定の適用上、分割事業又は現物出資事業に係る資産及び負債が主要なものであるかどうかは、分割法人又は現物出資法人が当該事業を営む上での当該資産及び負債の重要性のほか、当該資産及び負債の種類、規模、事業再編計画の内容等を総合的に勘案して判定するものとする。	(新設)			
(従業者が従事することが見込まれる業務) 1 - 4 - 9 法第2条第12号の8口(1)《適格合併》に規定する「合併法人の業務」、同条第12号の11口(2)《適格分割》に規定する「分割承継法人の業務」	(新 設)			

76				76		<u></u>	
改	正	後		改	正	前	
又は同条第12号の14口(2)《適	格現物出資》に規	定する「被現物出資法人の業					
務」は、合併により移転した							
とに留意する。							
	《適格合併の要件	》、第6項第4号《適格分割					
の要件》又は第10項第4号《道	適格現物出資の要	件》の判定についても、同様					
<u>とする。</u>							
(出向により分割承継法人等の)	業務に従事する場	<u>合)</u>	(新 設)				
1 - 4 - 10 法第2条第12号の1	1口(2)又は令第4	4条の2第6項第4号《適格分					
割の要件》に規定する「分割を	承継法人の業務に	従事することが見込まれてい					
ること」には、分割法人の分割	副の直前の従業者	が出向により分割承継法人の					
業務に従事する場合が含まれる	ることに留意する	<u>o</u>					
法第2条第12号の14口(2)又	は令第4条の2第	第10項第4号《適格現物出資の					
要件》の判定についても、同様	<u> </u>						
(移転資産の範囲 - 借地権の設定	宜)		(新 設)				
1 - 4 - 11 分割、現物出資又に	は事後設立による	資産の移転には、分割承継法					
人、被現物出資法人又は被事行	後設立法人を借地	権者とする借地権の設定(令					
第138条第1項《借地権の設定	定等により地価が	が著しく低下する場合の土地					
等の帳簿価額の一部の損金算力	入》の規定の適用	がある設定に限る。)が含まれ					
<u>る。</u>							
(注) この場合における当該借り	也権に係る法第62	条第2項《合併及び分割によ					
る資産等の時価による譲渡	》若しくは法第6	2条の5第1項《適格事後設					
立による資産等の時価による	る譲渡と株式の帳	簿価額修正益又は帳簿価額修					
			1				:

			<u> </u>				
改	正	後		改	正	前	
正損の益金又は損金算	拿入》に規定する「原価の 額	額」又は法第62条の2第1					
項《適格合併及び適	格分割型分割による資産	等の帳簿価額による引継					
ぎ》、法第62条の3	《適格分社型分割による資	資産等の帳簿価額による譲					
渡》若しくは法第62条	条の4第1項《適格現物出資	資による資産等の帳簿価額					
による譲渡》に規定す	ける「帳簿価額」は、当該係	昔地権に係る土地につき令					
第138条第1項の規定	Eにより損金の額に算入さ	れる金額に相当する金額					
<u>をいう。</u>							
(国内にある事業所に属す	する資産又は負債の判定)		(新 設)				
1 - 4 - 12 令第4条の2	2第7項《適格現物出資の	要件》に規定する「国内に					
ある事業所に属する資産	産又は負債」に該当するかる	どうかは、原則として、当					
該資産又は負債が国内に	こある事業所又は国外にある	る事業所のいずれの事業所					
の帳簿に記帳されている	るかにより判定するものとす	<u>する。</u>					
ただし、国外にある事	事業所の帳簿に記帳されてい	ハる資産又は負債であって					
も、実質的に国内にある	る事業所において経常的な管	管理が行われていたと認め					
られる資産又は負債につ	ついては、国内にある事業所	所に属する資産又は負債に					
該当することになるので	であるから留意する。						
(資産等の移転が設立の問	身から6月以内に行われな♪	かったことについてのやむ	(新 設)				
を得ない事情)							
1 - 4 - 13 令第4条の2	2 第13項第 3 号《適格事後	設立の要件》に規定する					
「やむを得ない事情」と	こは、例えば、資産若しく!	は負債の移転又はその移転					
により行うこととなる営	営業につき行政庁の許認可等	等を必要とする場合におい					
て、当該許認可等の審査	査及び処理に要する期間が (6月を超えることとなった					

改	正	後	改	Œ	前	
ことがこれに該当する。						
	第13項第4号《適格事	事後設立の要件》に規定する 当該資産等の譲渡の時の時価	(新 設)			